

菰野町災害時受援計画

令和5年2月
菰野町

目次

■ 総論

第1節	菰野町災害時受援計画の趣旨.....	1
第2節	本計画の位置づけ	1
第3節	新型コロナウイルス等の感染症への対策.....	1

■ 自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節	計画に基づく活動期間.....	2
第2節	活動の概要.....	3
1.	自治体応援職員の受入れ活動の流れ.....	3
第3節	関係機関の役割.....	4
第4節	初動.....	7
1.	人的支援ニーズの把握.....	7
2.	応援要請	7
3.	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有.....	7
第5節	受入れ調整.....	8
1.	受入れ調整.....	8
第6節	支援活動及び調整	9
1.	活動支援	9
2.	応援状況の進行管理.....	9

■ 支援物資の受入れに関する計画

第1節	計画に基づく活動期間.....	10
第2節	活動の概要.....	13
1.	支援物資の受入れ活動の流れ	13
2.	物資拠点	14
第3節	関係機関の役割.....	15
第4節	初動.....	17
1.	地域内輸送拠点（町体育センター）の被害状況の収集.....	17
2.	地域内輸送拠点（町体育センター）の選定.....	17
3.	地域内輸送拠点（町体育センター）の開設.....	17
4.	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集.....	17
5.	関係機関との情報共有	17
第5節	受入れ調整.....	18
1.	支援物資の受入れ・仕分け.....	18
第6節	支援活動及び調整	19
1.	地域内輸送拠点（町体育センター）から避難所への物資輸送等.....	19
2.	国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応.....	20
3.	支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）	20
4.	応急給水にかかる支援活動.....	21

■ ボランティアの受入れに関する計画

第1節	計画に基づく活動期間	22
第2節	活動の概要	23
1.	ボランティアの受入れ活動の流れ	23
2.	現地災害ボランティアセンターの設置場所	25
3.	ボランティアの種類と活動内容	25
第3節	関係機関の役割	26
第4節	初動	29
1.	現地災害ボランティアセンターの立ち上げ	29
2.	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有	29
3.	現地（町）災害ボランティアセンターの活動に対する支援	30
第5節	受入れ調整	31
1.	現地災害ボランティアセンター・サテライトの運営等	31
第6節	支援活動及び調整	32
1.	現地協働プラットフォームの構築・運営	32
2.	みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有	32
3.	現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有	32

■ 総論

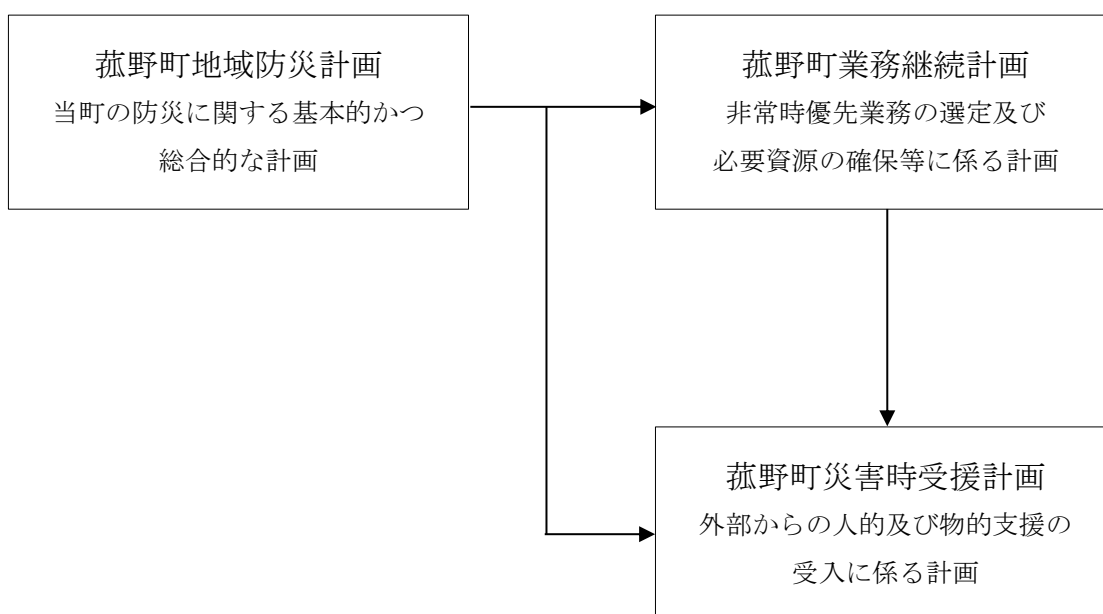
第1節 菰野町災害時受援計画策定の趣旨

東日本大震災や熊本地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され受入体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態や応援職員の派遣を断らざるを得ない事態も発生した。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限に活用して、早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は災害対策基本法第42条に基づき策定された「菰野町地域防災計画」の下位計画として位置づけられるものであり、応援要請や救援物資の受入れを具体化するとともに、菰野町業務継続計画に定められている非常時優先業務の実施に必要な人的資源について、災害時における外部からの応援受入れについて具体的に定める計画となる。



第3節 新型コロナウイルス等の感染症への対策

新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大が懸念される状況において、受援活動を行うにあたっては、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」を回避するとともに、手指消毒、咳エチケット等の基本的な感染対策に努める。また、新型コロナウイルス等の感染症が懸念される状況下では、応援団体等に対して感染防止対策の装備品の持参を依頼するなど、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じ、感染拡大防止徹底する。

■自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画）」が対象とする期間を基本とする。

参考：「三重県広域受援計画（自治体応援職員の受入れに関する計画）」に基づく活動期間

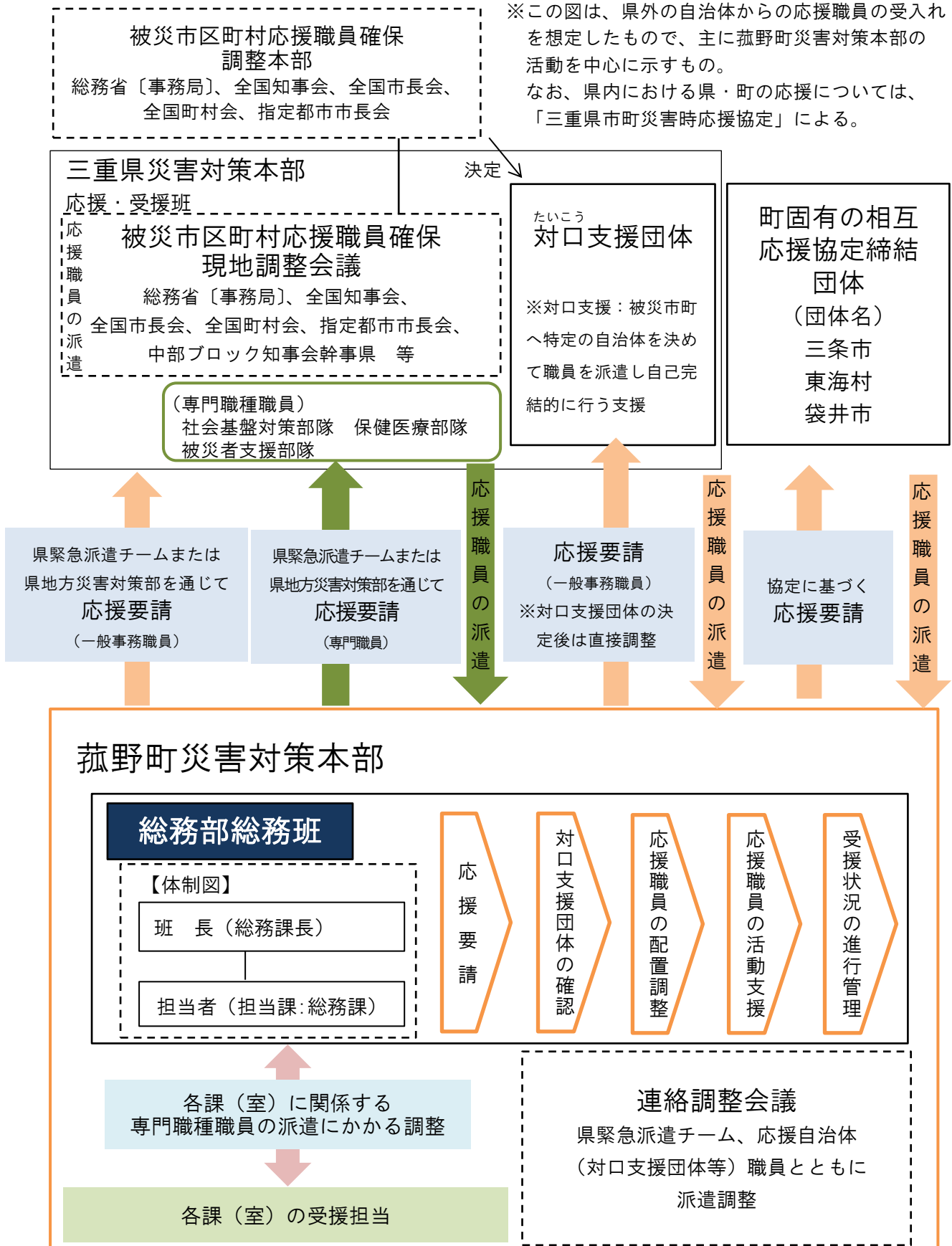
■災害発生直後から災害規模により変動する。

【タイムライン】

区分	町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～発災後 1日目)	庁内の人的支援ニーズの把握 (応援が必要な業務・人数・期間等の見積もり)	
	県等への応援要請	人的支援ニーズの把握 全国知事会、関係省庁、関係団体等への応援要請
	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集
受入調整 (発災～発災後 3日目)		対口支援団体の決定
	自治体応援職員の配置調整	自治体応援職員の配置調整
支援活動及び調整 (発災～発災後 3日目以降)	自治体応援職員の活動支援	自治体応援職員の活動支援
	受援状況の進行管理	受援状況の進行管理

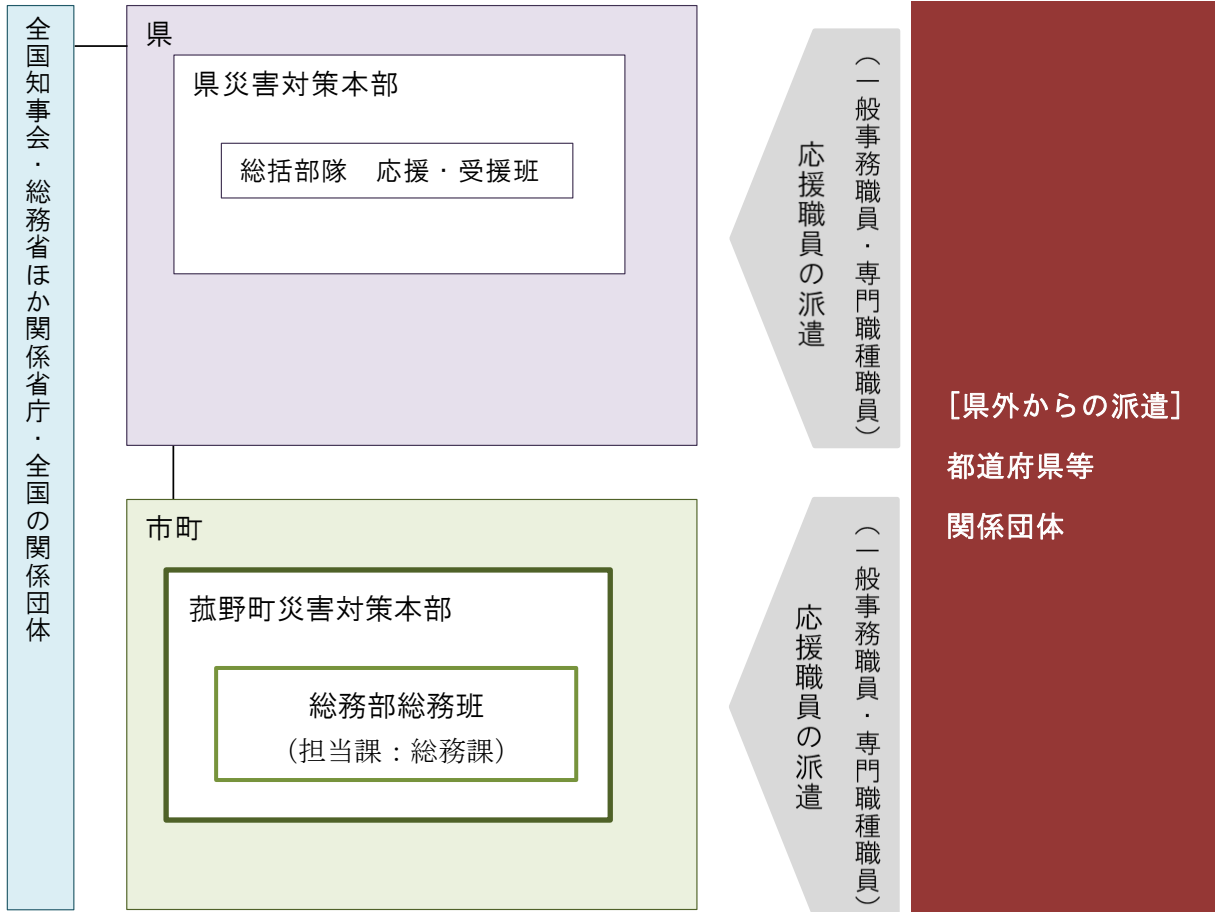
第2節 活動の概要

1. 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



第3節 関係機関の役割

自治体応援職員の受入れにおける国・県・町・関係団体の体制



■ 自治体応援職員を受入れる関係機関

関係機関	主な役割
町災害対策本部 総務部総務班 (担当課：総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、県への応援要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 県等への受援状況のとりまとめと報告
県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援班（一般事務職員）」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内や被災町からの人的支援ニーズの把握 ・ 全国知事会、関係省庁、関係団体への応援要請 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 対口支援団体等にかかる調整 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の受援状況の進行管理

■ 自治体応援職員の派遣調整を行う関係機関

関係機関	主な役割
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村自治体応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策職員派遣制度の適用の決定 ・ 応急対策職員派遣制度の運用にかかる総合調整 ・ 「被災市区町村自治体応援職員確保現地調整会議」の運営（事務局） ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
中部ブロック知事会 幹事県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村自治体応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整

■ 自治体応援職員の派遣を行う関係機関

関係機関	主な役割
<p>対口支援団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパートとなった被災県・町の人的支援ニーズ把握・情報共有 ・ 被災県・町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災町における連絡会議の開催 ・ 対口支援団体による対応が困難な場合は、全国の地方公共団体による自治体応援職員の派遣を要請
<p>町固有の相互応援協定 締結団体 (団体名：三条市、東海村、袋井市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災町における連絡会議への参加

第4節 初動

1. 人的支援ニーズの把握

総務班（担当課：総務課）は、自治体応援職員について、各課（室）の受援担当と情報共有し、庁内からの人的支援ニーズをとりまとめ、応援が必要となる業務や人数、期間を見積もる。

2. 応援要請

総務班（担当課：総務課）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、一般事務職員については、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し応援要請を行い、専門職種職員については、県災害対策本部関係部隊に対し応援要請を行う。

一般事務職員については、対口支援団体が決定している場合は、直接、応援要請を行う。

また、町が個別に締結している相互応援協定等がある場合は、その関係団体等に対して応援要請を行う。

3. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

総務班（担当課：総務課）は、自治体応援職員へ情報提供するため、都市整備課等から緊急輸送ルートや町管理道路の被害状況・啓開状況の情報を収集し、応援自治体等と共有する。

第5節 受入れ調整

1. 受入れ調整

(1) 一般事務職員の配置調整

総務班（担当課：総務課）は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置について、庁内からの要請と、対口支援団体からの情報（国・他県・他町等からの人的支援の申し出）を基に、対口支援団体と直接、調整を行う。

また、町が個別に締結している相互応援協定等がある場合は、その関係団体と直接、調整を行う。

総務班（担当課：総務課）は、調整した結果について、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部と共有する。

(2) 専門職種職員の配置調整

各課（室）職員は、専門職種職員の詳細な配置について、庁内からの要請と、県災害対策本部関係部隊からの情報（関係省庁・関係団体等からの人的支援の申し出）に基づき、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行う。

また、町が個別に締結している相互応援協定等がある場合は、その関係団体と直接、調整を行う。

(3) 自治体応援職員の円滑な引き継ぎの実施

総務班（担当課：総務課）及び各課（室）職員は、円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、町災害対策本部は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。

(4) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受入れ

県、保健所職員等で構成される DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受入れに関しては「桑名保健所管内災害保健活動マニュアル」に基づき調整を行う。

第6節 支援活動及び調整

1. 活動支援

総務班等は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各課（室）職員と情報共有を図りながら、業務説明の準備や、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所など活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

自治体応援職員に対しては、業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。

2. 受援状況の進行管理

総務班（担当課：総務課）は、自治体応援職員の受入れ数や活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。

総務班（担当課：総務課）は、とりまとめた受援状況を、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて県災害対策本部に報告する。

総務班（担当課：総務課）は、対口支援団体が開催する自治体応援職員の派遣調整にかかる連絡会議に出席し、受援状況を報告する。必要に応じて、各課（室）の受援担当を招集する。

総務班（担当課：総務課）は、各課（室）における受援担当と連携して、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。

■ 支援物資の受入れに関する計画

第1節 計画に基づく活動期間

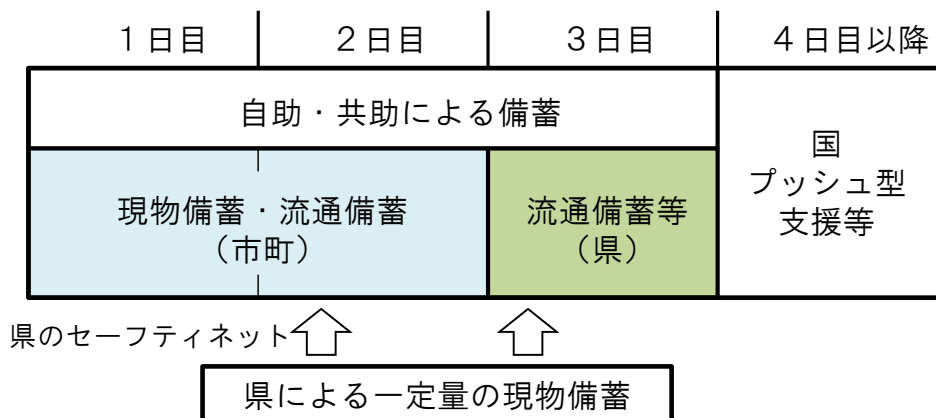
本計画に基づく活動期間は、「三重県広域受援計画（物資調達に関する計画）」が対象とする期間を基本に、また、支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）も対象とする。

参考：「三重県広域受援計画（物資調達に関する計画）」に基づく活動期間
■国のプッシュ型支援、県による流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給が行われる間。

【タイムライン】

区分	町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～ 発災後 12時間)		国、協定締結団体への応援要請
		国のプッシュ型支援物資の到着場所・日時等の調整
	地域内輸送拠点(町体育センター)の被害状況の把握	拠点の被害状況の把握
	地域内輸送拠点(町体育センター)の選定と開設	
	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	町の備蓄物資等の輸送	
受入れ 調整 (発災～ 発災後 2日目)		広域物資輸送拠点(県物資拠点)の確保
		広域物資輸送拠点(県物資拠点)運営のための人員の確保
		国のプッシュ型支援物資の到着日時等の情報確認
		セーフティネット備蓄支援実施の決定
		協定締結団体への流通備蓄の要請
	県のセーフティネット備蓄支援への対応	セーフティネット備蓄の輸送
	県の流通備蓄への対応	県の流通備蓄の輸送
	支援物資の受入れ・仕分け等	
支援活動 及び調整 (発災～ 発災後 3日目 以降)	支援物資の輸送等	国のプッシュ型支援物資の受入れ・仕分け等
		国のプッシュ型支援物資の到着日時等の共有
支援活動 及び調整 (発災後 3日目 以降)	国プッシュ型支援物資の受入れ	地域内輸送拠点(町体育センター)への国プッシュ型支援物資の輸送
	地域内輸送拠点(町体育センター)から避難所への国プッシュ型支援物資の輸送等	
	支援物資ニーズに基づく対応(プル型支援)	

参考：県と町の役割分担イメージ（三重県備蓄・調達基本方針）



※流通備蓄

町または県と流通事業者との協定締結により、災害時に調達する備蓄物資。
 発災後3日目は、県は流通事業者を通じて、食料、飲料水、生活必需品等の物資を、町の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。

※セーフティネット備蓄

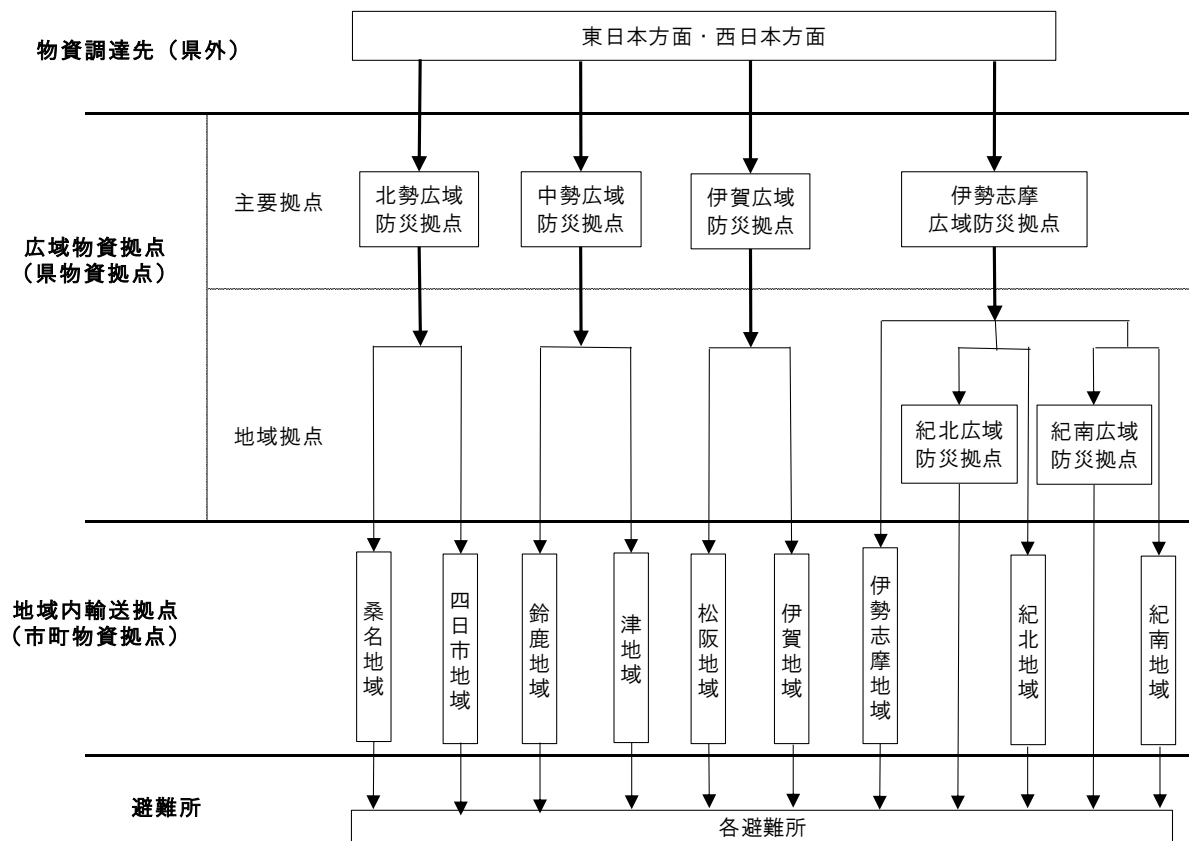
孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する県の現物備蓄。

2. 物資拠点

<地域内輸送拠点候補リスト>

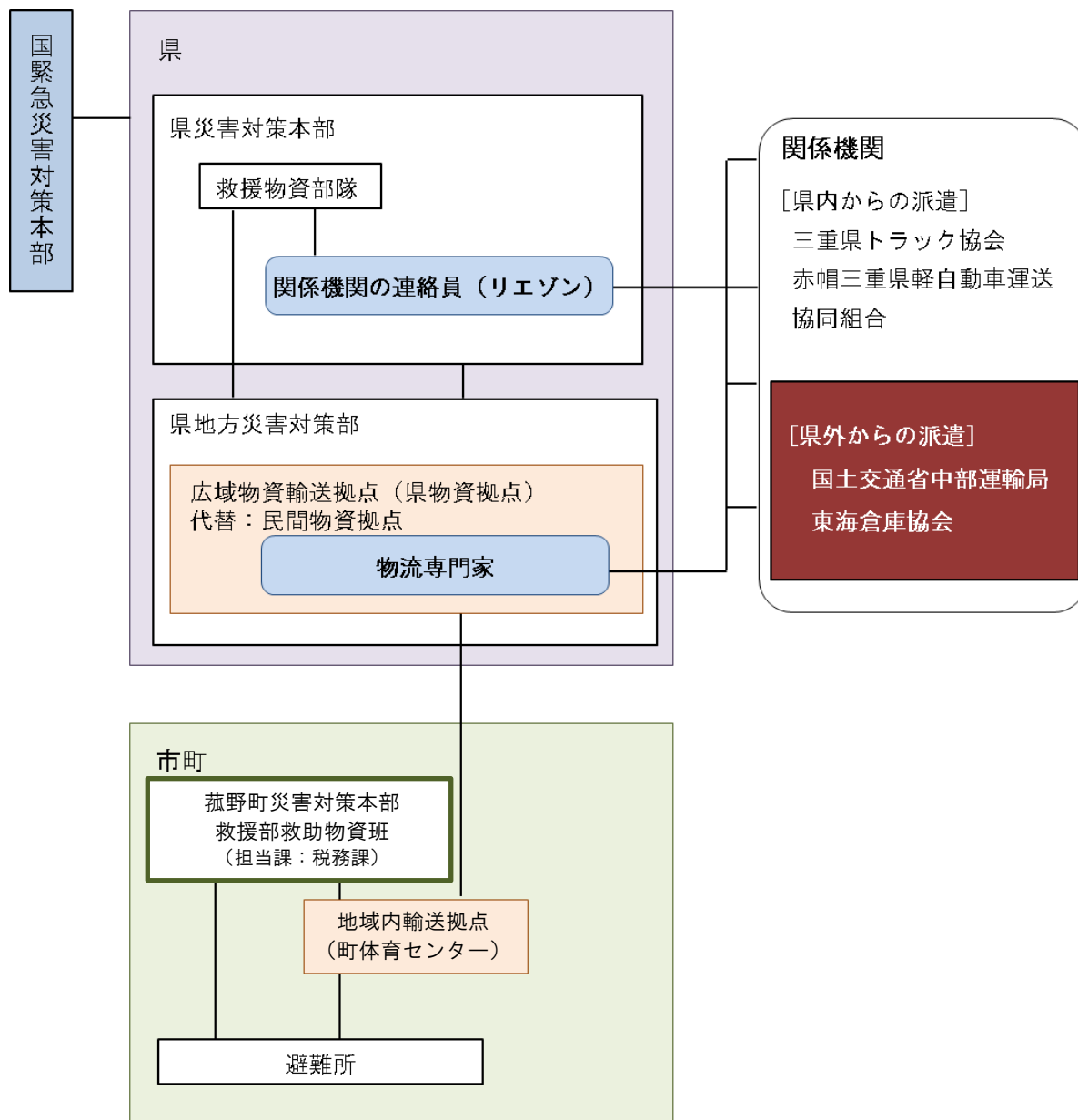
施設名称	所在地	施設管理者	備考
菰野町体育センター	菰野町大字福村 871 番地 3	菰野町	

参考：国によるプッシュ型支援物資の流れ（三重県広域受援計画）



第3節 関係機関の役割

物資調達における国・県・町・関係機関の体制



■ 指揮又は調整を行う関係機関

<町>

関係機関	主な役割
町災害対策本部 救援部救助物資班 (担当課：税務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所のニーズ把握 ・ 協定締結先からの支援物資の調達 ・ 県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達 ・ 地域内輸送拠点（町体育センター）の開設・運営 ・ 支援物資の受入れ、避難所までの輸送

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 ・ 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（町体育センター）への輸送 ・ 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保
県地方災害対策部 救援物資班（詳細は各地方災害対策部の定めによる。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 ・ 入出庫管理、在庫管理 ・ 町災害対策本部との連絡・調整

<国>

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な物資の調整
国土交通省 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県救援物資部隊への連絡員（リエゾン）派遣 ・ 県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援

■ 流通備蓄の支援を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
協定締結団体 ※菰野町地域防災 計画資料編参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生後2日目までの流通備蓄物資の輸送

第4節 初動

1. 地域内輸送拠点の被害状況の収集

町災害対策本部救助物資班は、発災後、速やかに地域内輸送拠点や備蓄物資、資機材、周辺道路の被害状況の情報収集を行う。

2. 地域内輸送拠点の選定

町災害対策本部救助物資班は、地域内輸送拠点の被害状況を確認し、拠点の使用可否の判断を行い、使用可能な拠点を選定する。

地域内輸送拠点が被災等により使用できない場合は、県や近隣市町に要請する。

3. 地域内輸送拠点の開設

(1) 地域内輸送拠点の開設

町災害対策本部救援部救助物資班（担当課：税務課長）は、地域内輸送拠点の拠点担当、調整担当、車両担当等を指名する。

拠点担当は、地域内輸送拠点を開設し、県地方災害対策部救援物資担当に、地域内輸送拠点の被害状況と開設の連絡を行う。

(2) 人員及び資機材の確保

調整担当は、拠点の作業要員について、町災害対策本部総務部総務班やボランティア部門等に要請する。

また、拠点担当は、拠点における通信手段・電源・資機材を確保する。

4. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集

車両担当は、地域内輸送拠点や避難所周辺の道路状況を把握するとともに、都市整備課等から緊急輸送ルートや町管理道路の被害状況・啓開状況の情報収集を行う。

5. 関係機関との情報共有

調整担当は、地域内輸送拠点の開設状況、緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況等について、関係機関と情報共有する。

また、支援物資の調達・輸送に関する情報（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について、調整担当と拠点担当で共有する。

第5節 受入れ調整

1. 支援物資の受入れ・仕分け

(1) 地域内輸送拠点を経由した支援物資の受入れ

地域内輸送拠点を経由して支援物資を受け入れる場合、物資担当は、地域内輸送拠点に入荷される支援物資について、各担当と情報共有を行う。

拠点担当は、支援物資を地域内輸送拠点で受け入れ、仕分け（出荷準備）を行う。

(2) 支援物資の入荷・とりまとめ

支援物資を地域内輸送拠点に入荷後、拠点担当は物資担当に受取報告を行い、物資担当は各担当に情報共有を行う。

調整担当は、支援物資の入荷・とりまとめを行う。

(3) 提供可能な支援物資、調達スケジュールの確認

物資担当は、調達先に対し、提供可能な支援物資、調達スケジュールについて確認する。

(4) 義援物資の取り扱い

個人等からの申し出による義援物資については、物資担当は、町における対応方針に基づき対応する。

第6節 支援活動及び調整

1. 地域内輸送拠点から避難所への物資輸送等

(1) 支援物資の輸送

車両担当は、あらかじめ決めておいた地域内輸送拠点から各避難所等への配送ルートを中心に、被害状況を考慮し、配送ルートを決める。

車両担当は、必要に応じて物資供給の協定を締結したイオンビッグ、一号館、コメリ災害対策センター、スーパーサンシ、マックスバリュ東海、三重北農業協同組合、ピアゴ菰野店（以下「民間物流事業者等」）等の協力を得ながら、地域内輸送拠点（町体育センター）に輸送された支援物資を受け入れ、避難所等までの輸送を行う。

(2) 地域内輸送拠点から避難所への支援物資の出荷

調整担当は、車両担当に対して車両の手配を、物資担当に対して支援物資の出荷を指示する。

車両担当は、地域内輸送拠点から避難所等への配送の計画を作成するとともに、民間物流事業者等、または町の車両（公用車）を管理する財務課に車両の確保を要請する。

物資担当は、拠点運営担当に支援物資の出荷を指示する。

拠点担当は、民間物流事業者等の車両、または町の車両（公用車）に支援物資を積み込み、地域内輸送拠点から避難所へ支援物資を出荷する。

出荷後、拠点担当から物資担当に出荷完了報告を行う。

(3) 支援物資の出荷後のとりまとめ

支援物資の出荷・在庫管理を正確に行うため、拠点担当から出荷完了報告を受けた物資担当は各担当に情報共有を行う。

調整担当は、支援物資の出荷・とりまとめを行う。

(4) 避難所における支援物資の受入れ

避難所において支援物資を受け入れる場合、調整担当は、出荷予定連絡を避難所担当に行う。

避難所担当は、避難所で支援物資を受け入れ、物資担当に受入報告を行う。

(5) 実費・弁償、返却等の手続き

調整担当と物資担当は協力して、災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、支援物資の実費・弁償、返却等の準備を行う。

2. 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

(1) 備蓄物資等の輸送

備蓄物資について、調整担当は、被害想定に基づき作成した配分計画を基本に、判明している避難者数に基づき、備蓄物資の配分量を設定する。

流通備蓄については、物資担当は、協定締結団体に要請を行う。

これらについて、車両担当は、輸送を行う。

(2) 県のセーフティネット備蓄支援への対応

県からセーフティネット備蓄支援の輸送の計画について情報提供があった場合、要請担当は、対象地域に対して情報提供を行う。

(3) 県の流通備蓄への対応

県から流通備蓄の輸送の計画について情報提供があった場合、物資担当は、地域内輸送拠点で受入れの対応を行う。

車両担当は、受け入れた流通備蓄の輸送を行う。

3. 支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）

(1) 支援物資ニーズの的確な把握・とりまとめ

調整担当は、時間の経過とともに変化する支援物資ニーズについて把握し、とりまとめるとともに、関係機関との調整を迅速にきめ細かく行い、先を見越した対応をとる。

また、調整担当は、被害状況に応じ、優先的に取り組むべき対応課題を整理し、その課題解決に必要となる支援物資を特定し、その品目及び数量、時期、受入拠点の場所及び輸送経路等の情報についてとりまとめる。

避難所担当は、避難所等における支援物資ニーズについてとりまとめる。

要請担当は、避難所担当からの要請をとりまとめ、調整担当に報告する。

調整担当は、ニーズの把握・とりまとめを行うとともに、各担当や県等と情報共有を行う。

(2) 県及び支援物資応援元への要請

調整担当は、支援物資ニーズに基づき、地域内輸送拠点に在庫がない支援物資については、物資担当に物資の調達を指示する。

物資担当は、県または民間物流事業者等に支援物資を要請する。

4. 応急給水にかかる受援活動

町災害対策本部復旧部上水道班（担当課：上下水道課）は、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況について、県に情報提供を行う。

また、町災害対策本部復旧部上水道班（担当課：上下水道課）は、配水池の緊急遮断弁によって確保された水量等について把握し、応急給水拠点での給水や給水車両を使用して被災者に給水活動を行う。

給水車両等が不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援要請を行う。

■ ボランティアの受入れに関する計画

第1節 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、「三重県広域受援計画（ボランティアの受入れに関する計画）」が対象とする期間を基本とする。

参考：「三重県広域受援計画（ボランティアの受入れに関する計画）」に基づく活動期間

■ 災害発生直後から現地災害ボランティアセンター（以下「現地センター」）が閉鎖されるまで。

【タイムライン】

区分	町の行動項目	県等の行動項目
初動 (発災～ 発災後 2日 目)		支援センターの設置（自動設置）
	被害状況等の情報収集と情報共有	被害状況等の情報収集と情報共有
	緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集と共有	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	現地センターの設置	現地センター設置状況の情報収集
受入れ調整 (発災～ 発災後 3日 目)	現地センターの運営等 必要に応じてサテライトの設置検討	支援センター臨時会の開催、体制整備
		現地センター・サテライト立ち上げにかかる支援 (必要に応じて被災地及び現地センターに支援要員を派遣)
支援活動 及び調整 (発災後 3日目 以降)		現地センターの運営にかかる後方支援（県内外への情報発信等）
		三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築・運営	現地協働プラットフォームの構築支援
	支援センターとの情報共有	県災害対策本部関係部隊等との連携・調整（被災者の課題等）
	現地協働プラットフォームを通じた連携・調整、情報共有	

※区分中の括弧内は、想定される最短の期日を示しているが、現地の状況等によっては大きく変動する場合がある。

※各区分の状況の例は以下のとおり。

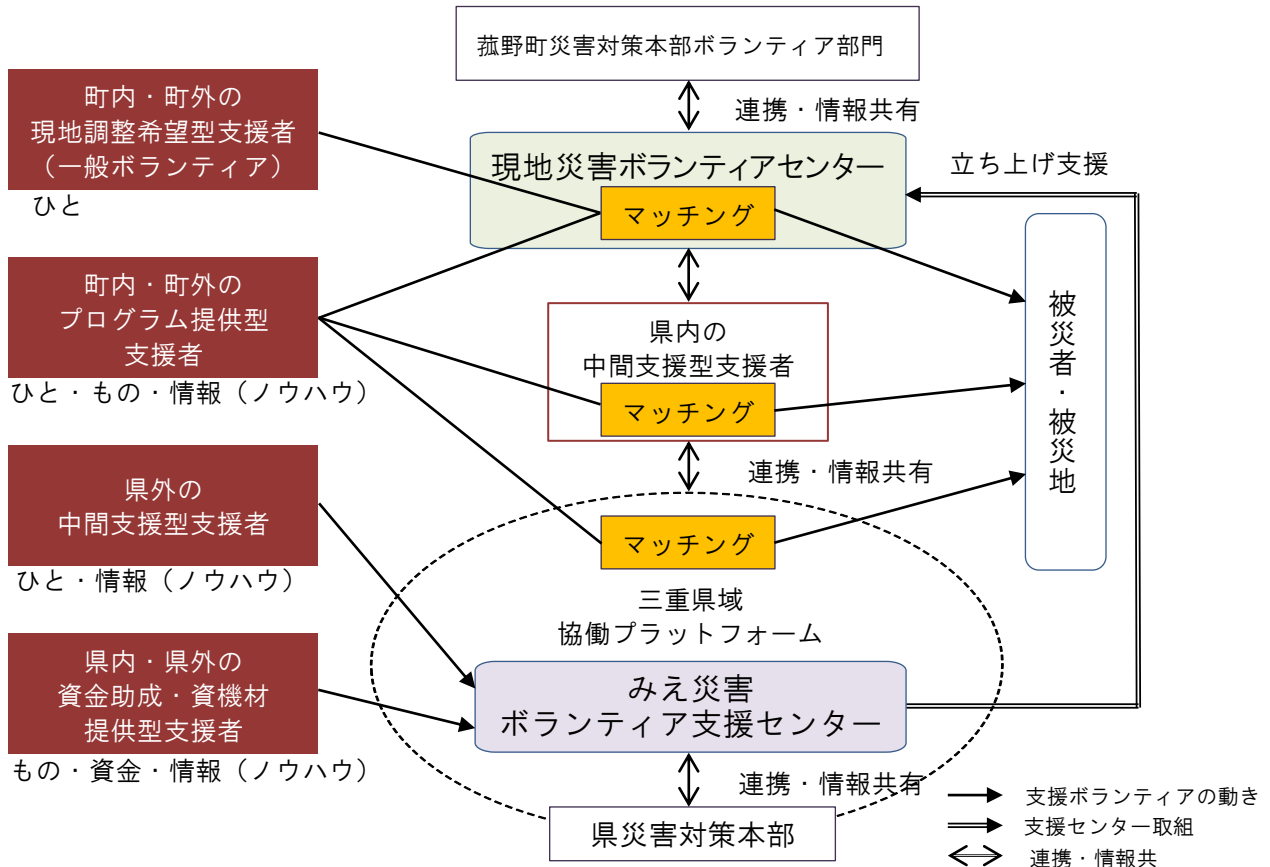
- ・初動
現地センター想定施設に電力が仮復旧した時期
- ・受入れ調整
電力・通信が概ね仮復旧した時期
- ・支援活動及び調整
電力・通信・交通が概ね仮復旧した時期

第2節 活動の概要

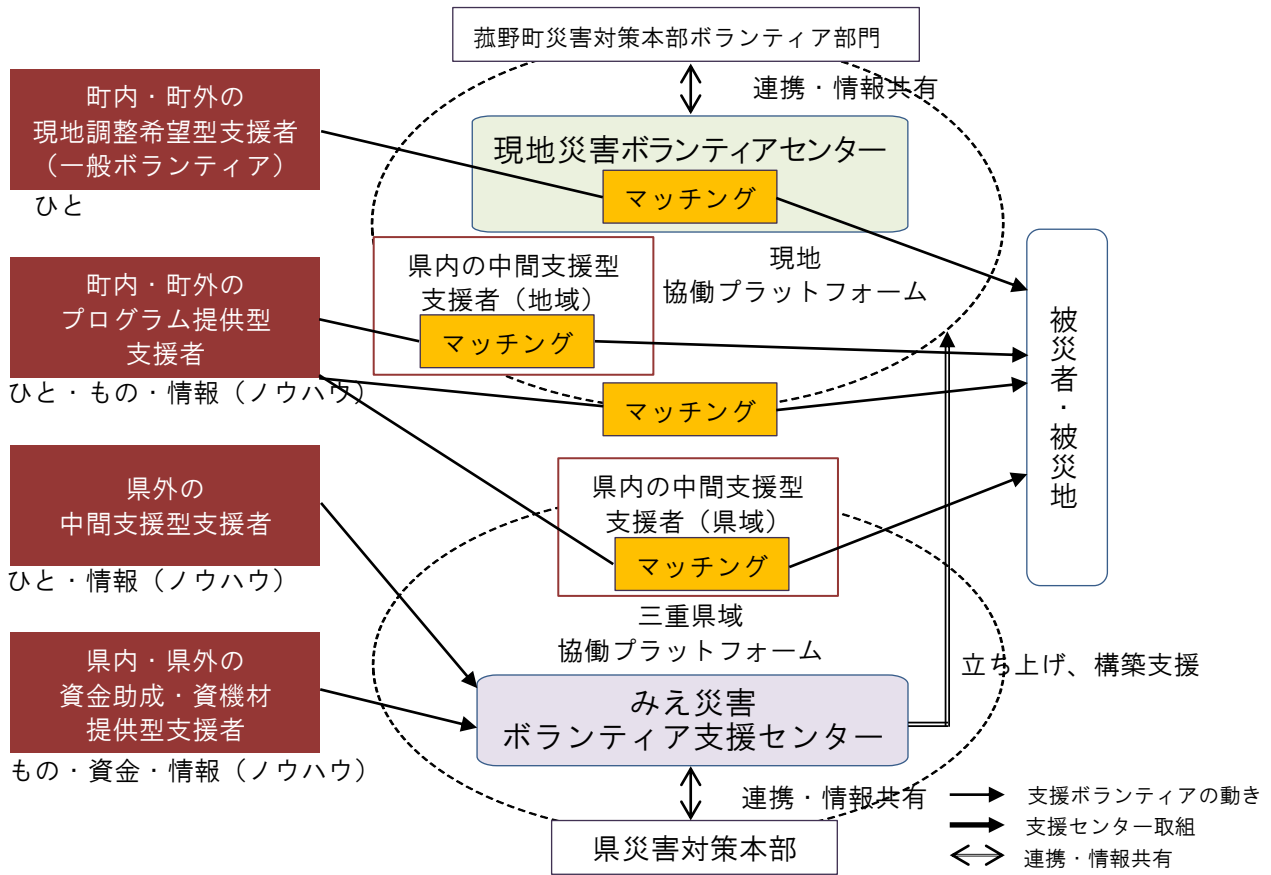
1. ボランティアの受入れ活動の流れ

<大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図>

<応急期（実施当初）>



<大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図>
 <応急期以降>



2. 現地センターの設置場所

<現地センター設置場所候補リスト>

施設名称	所在地	施設管理者	備考
保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田 1281 番地	菰野町	

<現地協働プラットフォーム設置場所候補リスト>

施設名称	所在地	施設管理者	備考
保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田 1281 番地	菰野町	

3. ボランティアの種類と活動内容

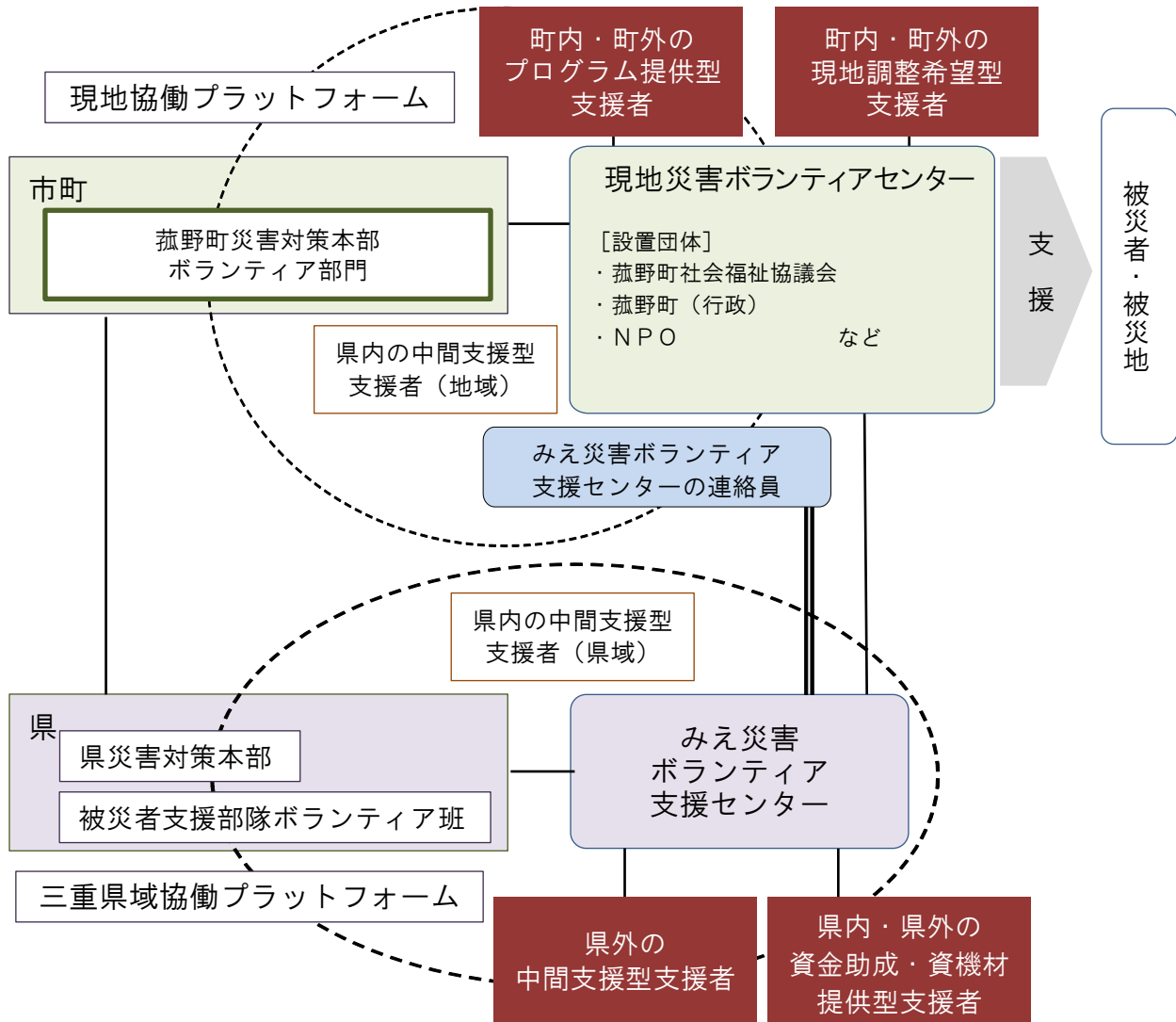
<ボランティアの種類と活動内容>

	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活	町内・町外の現地調整希望型支援者 ・現地センターで活動コーディネートを希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ（「一般ボランティア」）	現地	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など

	<p>町内・町外のプログラム提供型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等 	<p>現地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し、食事の提供 ・避難所（在宅避難者を含む）の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・産業復興や祭り、まちづくり支援 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 <p>など</p>
<p>災害支援活動を支援する機関</p>	<p>県内の中間支援型支援者</p> <p>地域の中間支援型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野を問わず地域で中間支援を行っている団体 	<p>現地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営 ・団体間のコーディネート <p>など</p>
	<p>県域の中間支援型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野で中間支援を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体（1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。） 	<p>三重県域協働プラットフォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人等の支援・調整 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・子どもや子育て世代への支援・調整 ・医療分野の支援・調整 <p>など</p>
	<p>県外の中間支援型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地（町）センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体 	<p>三重県域協働プラットフォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート <p>など</p>
	<p>県内・県外の資金助成・資機材提供型支援者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等 	<p>三重県域協働プラットフォーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資金助成 ・資機材の提供 <p>など</p>

第3節 関係機関の役割

ボランティアの受入れにおける県・町の体制



■ ボランティアの受入れ・調整等を行う関係機関

<町>

関係機関	主な役割
町災害対策本部 ボランティア部門	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害ボランティアセンター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・ 現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応
現地センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地におけるボランティアニーズの把握 ・ 地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・ 被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・ 現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・ 町災害対策本部との情報共有・連携

<県>

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・ 三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・ 「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への支援
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援 ・ 災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・ 県災害対策本部との情報共有・連携

■ 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県内の中間支援型支援者	
地域の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分野を問わず、地元のNPO・ボランティア団体をつなぐ中間支援
県域の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援（例：三重県国際交流財団など）
県外の中間支援型支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地（町）センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整（例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）など）
県内・県外の資金助成・資機材提供型の支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供

■ 災害支援活動を行う者

関係機関	主な役割
町内・町外の現地調整希望型支援者 (一般ボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> ・瓦礫撤去や家屋の清掃など、現地（町）センターで、被災者のニーズに合わせた活動コーディネートを受けて活動
町内・町外のプログラム提供型支援者 (専門ボランティア)	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しや食事の提供、外国人や高齢者等の要配慮者への支援、職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動など、提供できる様々な支援メニューを持って、被災者の多様なニーズに合わせた支援活動

第4節 初動

1. 現地（町）災害ボランティアセンターの立ち上げ

町災害対策本部のボランティア部門は、菰野町社会福祉協議会等の関係機関と連携・協働して現地センターを迅速に立ち上げ、支援センター等と連携しながら、現地センターを通じたボランティアの活動支援を行い、ボランティアとの連携を図る。

2. 緊急輸送ルート等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

町災害対策本部のボランティア部門は、都市整備課等から緊急輸送ルートや町管理道路の被害状況・啓開状況の情報を収集し、ボランティア等と情報共有を行う。

3. 現地センターの活動に対する支援

(1) 現地センターの設置場所の提供

町災害対策本部のボランティア部門は、現地センターの設置場所を提供する。

(2) ボランティア活動に必要な資機材等の提供

町災害対策本部のボランティア部門は、現地センターの運営やボランティア活動に必要な資機材等を提供する。

(3) ボランティア活動に必要な情報の共有

町災害対策本部のボランティア部門は、菰野町社会福祉協議会及び全国から被災地入りしているボランティア等の関係機関と定期的な情報共有・連絡調整を行うための連携の場を設ける。

また、町災害対策本部のボランティア部門は、現地センターの代表者等に対し、災害対策本部員会議等への参加を求め、町としての対応方針等の情報共有を行う。

(4) 現地センターへの職員の派遣

町災害対策本部のボランティア部門は、町災害対策本部と現地センターとの連絡調整のため職員を派遣する。

(5) 資金確保への支援

町災害対策本部のボランティア部門は、必要な経費について、各種の助成金確保や、町ホームページ等による支援金の募集を行う。

第5節 受入れ調整

1. 現地センターの運営等

(1) 現地センターの運営

災害対策本部のボランティア部門と社会福祉協議会は連携し現地センターを運営する。

(2) 被災者ニーズの把握

現地センターは、「調査・分析」、「企画」、「実施」、「評価・改善」の段階を踏まえ、被災者ニーズの把握、被災者ニーズとボランティア等とのマッチングを行う。

(3) 災害ボランティア募集広報の実施

町災害対策本部のボランティア部門は、災害ボランティアの募集に際して、現地のライフライン等の復旧状況や、ボランティア活動に必要な装備などを適切に広報するとともに、ボランティアに求める活動内容について具体的に発信する。

第6節 支援活動及び調整

1. 現地協働プラットフォームの構築・運営

町災害対策本部のボランティア部門、現地センターは、関係機関と協働で現地協働プラットフォームを構築し、情報共有・連絡調整を行う。

設置主体	運営主体
菰野町	菰野町社会福祉協議会

2. みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

現地センターは、ボランティア活動への参加促進や、ボランティアの支援の地域差解消につなげるため、ボランティアの活動状況や被災者ニーズについて、みえ災害ボランティア支援センターと情報共有を行う。

3. 現地協働プラットフォーム等を通じた連携・調整、情報共有

町災害対策本部のボランティア部門は、現地協働プラットフォーム等を通じて関係機関との連携・調整を行うとともに、情報共有を行う。

現地センターでは対応しきれない被災者の様々なニーズについては、現地協働プラットフォームにおいて、情報共有や連絡・調整を行い、高い専門性や支援のノウハウを持つNPO・ボランティア団体等とマッチングし、支援へとつなげる。